

実質化された人・農地プラン

※朱書き箇所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	二宮地区 神村下集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が喫緊の課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

集落の農業者は、集落内の認定農業者1経営体への農地集約を希望しており、今後、中心経営体、集落の農業者、行政等が連携して集約化を推進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

集落外から人材を確保することに関して、「必要である」が全体の37%、「必要ない」が19%、「わからない」が44%という結果となった。当集落の農業者は、大半が自己所有地の耕作をしているが、後継者の目途が付いていないため、今後、集落内の認定農業者や新たな担い手へ農地集約を進めていく。**また、新規就農者の確保と集落人口増加のため、空き家対策を兼ね、Uターン者の受入れを推進する。**

■基盤整備の取組方針

ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要である」が全体の31%、「必要ない」が50%、「わからない」が19%という結果となった。
当集落は、ほ場整備(S57~H1年、13.4haの一部)が実施済みだが、暗渠排水がうまく機能しておらず、田の水はけが悪い箇所がある。今後、排水機能の改善に向けて行政と連携を図りながら検討を進めていく。**また、法面の除草作業の省力化対策を講じていく。**

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻の栽培を主に行っており、今後の作付意向は、現状維持が多く、縮小の意向もあった。
当面の間は、水稻については、現状の作付けを継続する。今後、担い手の作付面積拡大に向けて、農地の利用調整を検討する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「集落を囲う防護柵の設置」や「鳥獣を寄せ付けない環境づくり」の意見が多く上がった。
当集落は、イノシシやヌートリアによる被害が多く、必要に応じて個別で防護柵の設置を行っている。今後は、市の防護柵の補助金等も活用し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が16%、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が37%、「Uターン者や新規就農者等の担い手とを取り込み、集落全体で支えながら農地を守っていく」が16%で、全体の69%が”担い手”への農地集約の意向を示している。
当集落内には、中心経営体(認定農業者)があり、今後、連携をとりながら、当集落の農業の発展を方法を検討していく。

■その他の取組方針

機械の導入・更新にかかる費用が大きな負担となっており、今後、助成等の支援に関して行政と協議を進めていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		0.4 ha		0.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。